

八代市議会 3 月定例会議案

（令和 5 年 2 月 2 7 日招集）

目 次

議案第 1 号	令和 4 年度八代市一般会計補正予算
議案第 2 号	令和 4 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3 号	令和 4 年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算
議案第 4 号	令和 4 年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算
議案第 5 号	令和 4 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算
議案第 6 号	令和 4 年度八代市診療所特別会計補正予算
議案第 7 号	令和 4 年度八代市下水道事業会計補正予算
議案第 8 号	令和 5 年度八代市一般会計予算
議案第 9 号	令和 5 年度八代市国民健康保険特別会計予算
議案第 10 号	令和 5 年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 11 号	令和 5 年度八代市介護保険特別会計予算
議案第 12 号	令和 5 年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算
議案第 13 号	令和 5 年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算
議案第 14 号	令和 5 年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
議案第 15 号	令和 5 年度八代市診療所特別会計予算
議案第 16 号	令和 5 年度八代市久連子財産区特別会計予算
議案第 17 号	令和 5 年度八代市椎原財産区特別会計予算
議案第 18 号	令和 5 年度八代市水道事業会計予算
議案第 19 号	令和 5 年度八代市簡易水道事業会計予算
議案第 20 号	令和 5 年度八代市下水道事業会計予算
議案第 21 号	財産の処分について
議案第 22 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第 23 号	市道路線の廃止について
議案第 24 号	市道路線の認定について
議案第 25 号	財産の無償譲渡について
議案第 26 号	八代市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議案第 27 号	八代市庁舎建設基金条例の廃止について
議案第 28 号	八代市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議案第 29 号	八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
議案第 30 号	八代市手数料条例の一部改正について
議案第 31 号	八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について

- 議案第 3 2 号 八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る
基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて
- 議案第 3 4 号 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担額等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例等の一部改正について
- 議案第 3 6 号 八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保
育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 八代市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 八代市宮地東サテライトオフィス条例の制定について
- 議案第 4 0 号 八代市体育施設条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 八代市農事研修センター条例の一部改正について

財産の処分について

本市は、下記のとおり財産を処分するものとする。

記

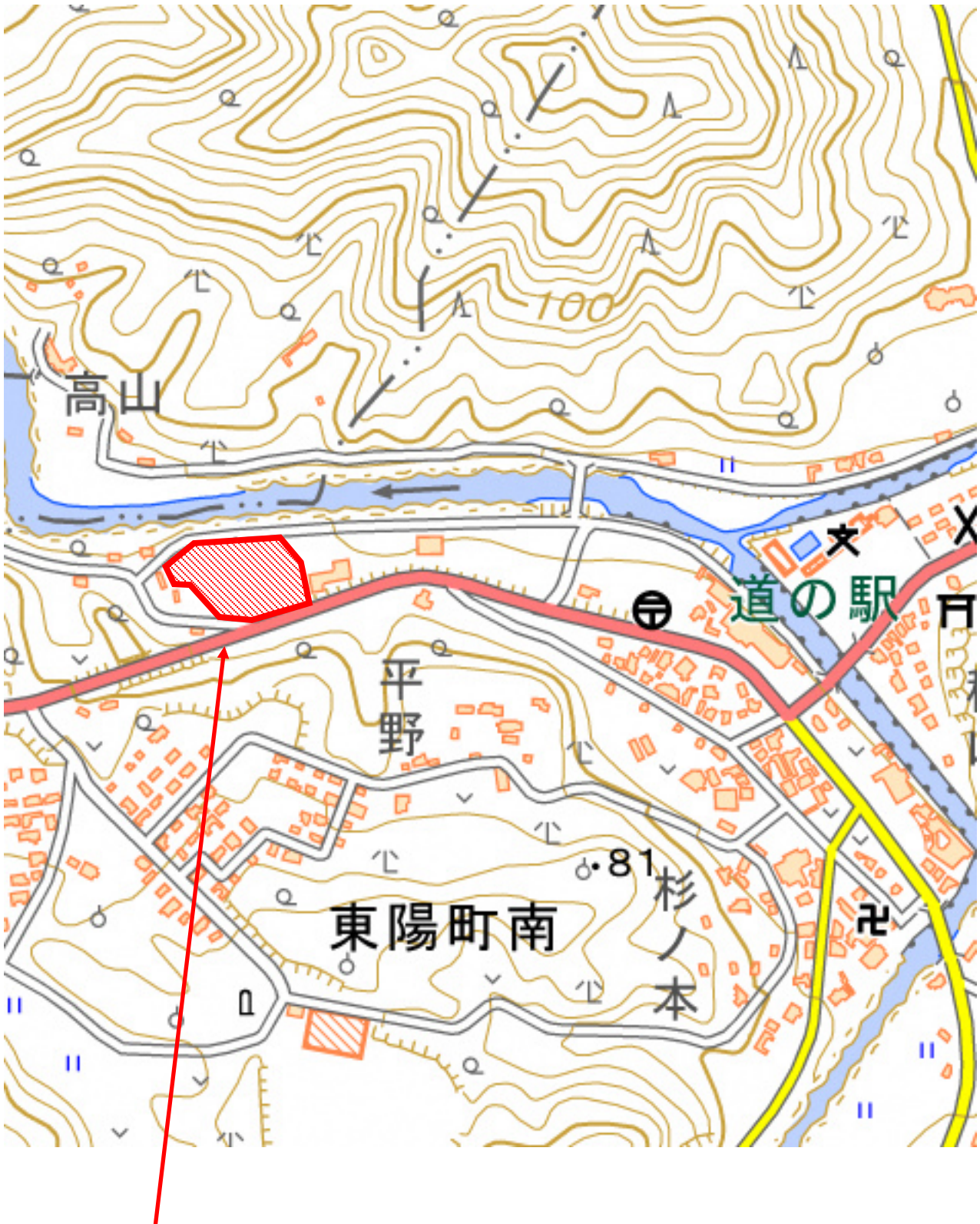
- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 物件の所在地 | 八代市東陽町南 7 6 2 番 3 外 1 3 筆 |
| 2 | 面 積 | 7 , 5 2 9 . 6 8 平方メートル |
| 3 | 地 目 | 宅地 |
| 4 | 処分予定価格 | 2 7 , 2 5 7 , 4 4 1 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 八代市東陽町南 7 5 2 番地 1
社会福祉法人東泉会
理事長 片 山 龍 介 |

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

予定価格 2 , 0 0 0 万円以上で、かつ、面積が 5 , 0 0 0 平方メートル以上の土地を処分するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



財産の処分に係る土地

熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部
変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、
令和 5 年 6 月 30 日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務
を変更し、熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指
令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村
第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿
市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は、この規約の
施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害
を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、
施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金
に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするとき
は、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

市道路線の廃止について

本市は、下記の市道路線を廃止するものとする。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2 1 6 2	本町一丁目 1 号線	八代市本町一丁目 1 0 号 4 2 番地先	八代市本町一丁目 3 号 1 3 番地先	なし

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

市道の廃止については、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



市道路線の認定について

本市は、下記の路線を市道として認定するものとする。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2 1 6 2	本町一丁目 1 号線	八代市本町一丁目 1 0 号 3 5 番地先	八代市本町一丁目 3 号 1 3 番地先	なし
3 5 4	下有佐田中線	八代市鏡町下有佐 字田中 2 4 9 番 1 地先	八代市鏡町下有佐 字田中 2 5 7 番 1 地先	なし

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

市道の認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



位置図



財産の無償譲渡について

本市は、下記のとおり財産を無償譲渡するものとする。

記

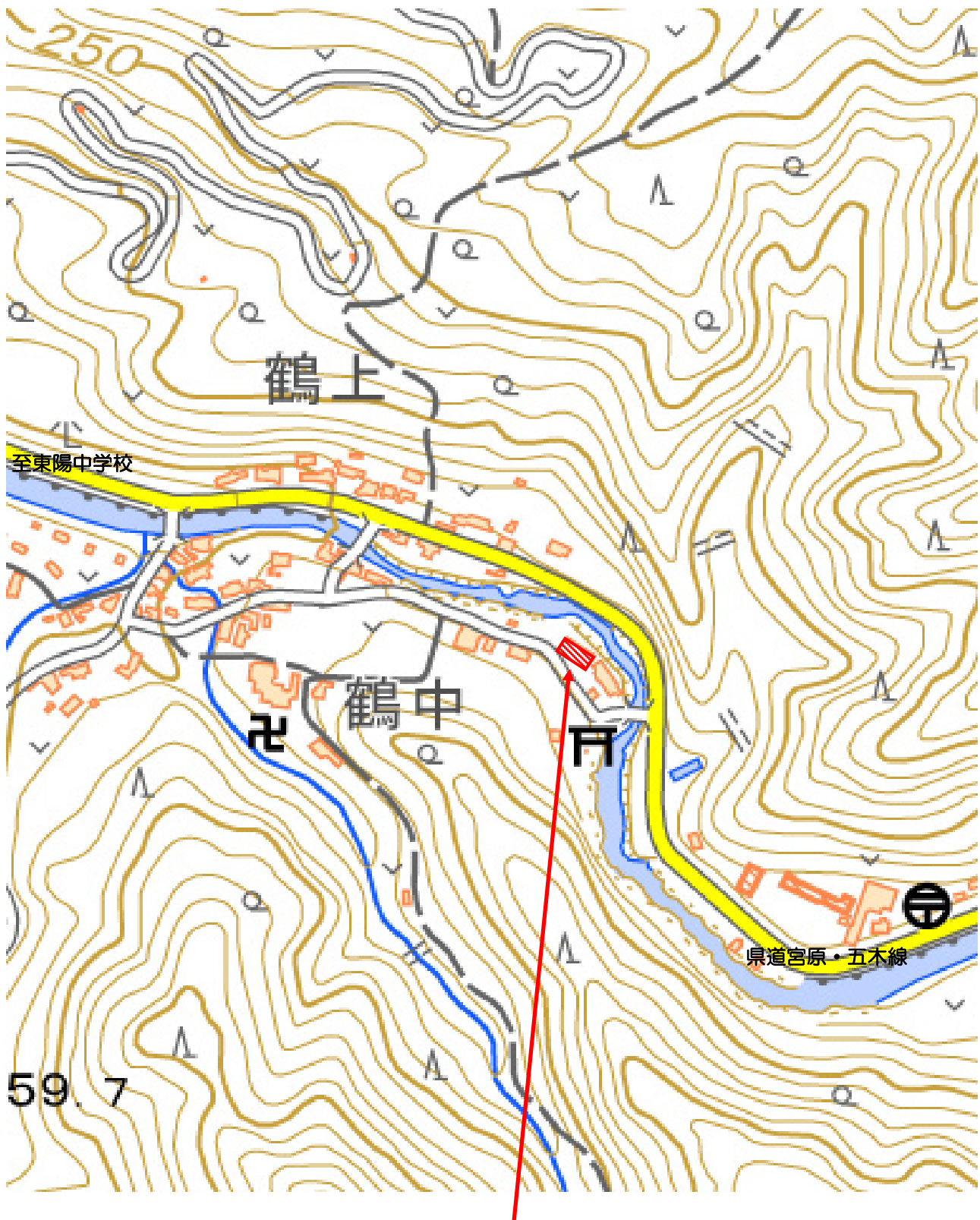
- 1 建物の所在地 八代市東陽町河俣 2 6 2 0 番地
- 2 建物の規模 構造 木造平屋建
総面積 2 8 9 . 2 3 平方メートル
- 3 契約の相手方 八代市東陽町南 1 2 8 5 番地
N P O 法人東陽まちづくり協議会子育て支援ネットワーク
理事長 後 村 新 一

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

財産を無償譲渡するには、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により
議会の議決を経る必要がある。

位置図



財産の無償譲渡に係る建物

八代市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

八代市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正を受けて、対面による職員の服務の宣誓の見直しを行うとともに、宣誓書への押印を廃止するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八代市職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年八代市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式」を「別記様式」に、「署名して」を「署名し、任命権者に提出して」に改める。

第３条中「条例の」を「条例に」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第２条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名（自署）

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市庁舎建設基金条例の廃止について

八代市庁舎建設基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

新庁舎建設に関する工事が今年度実施している外構工事の完了をもって終了することから、市庁舎の建設に要する経費の財源に充てるため設置する基金を廃止するに当たり、当該基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する必要がある。

八代市庁舎建設基金条例を廃止する条例
八代市庁舎建設基金条例（平成２６年八代市条例第４号）は、廃止する。
附 則
この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

八代市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正に伴う本市職員の服務の宣誓の見直しに準じ、対面による宣誓の見直しを行うとともに、宣誓書への押印を廃止するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八代市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年八代市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「市長の面前において、別記様式」を「別記様式」に、「署名して」を「署名し、市長に提出して」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第２条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名（自署）

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

八代市営住宅設置管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

老人等が単身で入居する場合の市営住宅の規格要件を柔軟化し、入居者が死亡し、又は退去した場合において、入居の承継が認められない者に対する明渡しの請求を可能とし、及び災害公営住宅を新たに設置するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

八代市営住宅設置管理条例（平成１７年八代市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項中「居室数が２室以下又はその住戸専用面積が２９平方メートル以下の規模の住宅とする」を「市長が別に定める」に改め、同項ただし書を削る。

第３３条第１項第５号中「第２６条」を「第２７条」に改める。

別表海士江町団地の項の次に次のように加える。

合志野団地	八代市坂本町荒瀬６１９５番地１	１，０００円
中津道住宅	八代市坂本町中津道３０２番地	１，０００円
藤本団地	八代市坂本町葉木４２９５番地	１，０００円

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、規則で定める日から施行する。

（１）別表の改正規定（合志野団地の項に係る部分に限る。）

（２）別表の改正規定（中津道住宅の項に係る部分に限る。）

（３）別表の改正規定（藤本団地の項に係る部分に限る。）

（準備行為）

２ 改正後の八代市営住宅設置管理条例の規定による入居者の公募その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

八代市手数料条例の一部改正について

八代市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

2 0 5 0 年カーボンニュートラルの実現に向けて、建築物の省エネ対策を強力に進めるため、関係法令等が一部改正されたことに伴い、建築物の認定・許可に係る手数料の新設等を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市手数料条例の一部を改正する条例

八代市手数料条例（平成１７年八代市条例第２５７号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１３９号を第１４２号とし、第１０６号から第１３８号までを３号ずつ繰り下げ、同条第１０５号中「同一敷地内許可建築物以外の」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同号を同条第１０８号とし、同条第１０４号中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同号を同条第１０７号とし、同条第１０３号中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同号を同条第１０６号とし、同条中第１０２号を第１０５号とし、第９７号から第１０１号までを３号ずつ繰り下げ、同条第９６号中「延べ面積」を「容積率」に改め、同号を同条第９９号とし、同条中第９５号を第９８号とし、第８３号から第９４号までを３号ずつ繰り下げ、第８２号を第８５号とし、同号の前に次の１号を加える。

（８４）高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 １６０，０００円

第２条中第８１号を第８３号とし、第７４号から第８０号までを２号ずつ繰り下げ、第７３号を第７５号とし、同号の前に次の１号を加える。

（７４）建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請手数料 １６０，０００円

第２条中第７２号を第７３号とし、第７１号を第７２号とし、同条第７０号中「延べ面積」を「容積率」に改め、同号を同条第７１号とし、同条第６９号の次に次の１号を加える。

（７０）建築物の容積率の特例認定申請手数料 ２７，０００円

別表第９区分の欄及び別表第１１区分の欄中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改める。

別表第１２中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同表区分の欄中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。

別表第１３中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同表区分の欄中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。

別表第１４中「同一敷地内許可建築物以外の」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同表区分の欄中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改める。

別表第１６一戸建ての住宅及び一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分

に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料の表を次のように改める。

一戸建ての住宅及び一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額	
		認定申請	変更認定申請
適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	一戸建ての住宅	6, 000円	3, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が1戸のもの	6, 000円	3, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が2戸から5戸までのもの	12, 000円	6, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が6戸から10戸までのもの	20, 000円	10, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が11戸から25戸までのもの	34, 000円	17, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が26戸から50戸までのもの	56, 000円	28, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が51戸から100戸までのもの	100, 000円	50, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が101戸から200戸までのもの	159, 000円	79, 500円
	一戸建ての住宅 総住戸数が201戸から300戸までのもの	200, 000円	100, 000円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されない場合（誘導	一戸建ての住宅 総住戸数が301戸以上のもの	214, 000円	107, 000円
	一戸建ての住宅	36, 000円	18, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が1戸のもの	36, 000円	18, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が2戸から5戸までのもの	72, 000円	36, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が6戸から10戸までのもの	100, 000円	50, 000円
	一戸建ての住宅 総住戸数が11戸から25戸までのもの	141, 000円	70, 500円
	一戸建ての住宅 総住戸数が26戸から50戸までのもの	202, 000円	101, 000円

性能基準により評価されているもの)	もの		
	総住戸数が51戸から100戸までのもの	288,000円	144,000円
	総住戸数が101戸から200戸までのもの	391,000円	195,500円
	総住戸数が201戸から300戸までのもの	513,000円	256,500円
	総住戸数が301戸以上のもの	603,000円	301,500円
適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合（誘導仕様基準により評価されているもの）	一戸建ての住宅	19,000円	9,500円
	一戸建ての住宅	総住戸数が1戸のもの	19,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が2戸から5戸までのもの	35,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が6戸から10戸までのもの	50,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が11戸から25戸までのもの	72,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が26戸から50戸までのもの	108,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が51戸から100戸までのもの	163,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が101戸から200戸までのもの	232,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が201戸から300戸までのもの	299,000円
	一戸建ての住宅	総住戸数が301戸以上のもの	340,000円

別表第16備考中第7項を第9項とし、同表備考第6項中「次」を「次の各号」に、「部分（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち共用部分を計算しない評価方法によって申請された場合は、共用部分を除く。）」を「部分」に改め、同項第1号中「住戸部分」を「住宅部分」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第5項中「住戸部分」を「住宅部分」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考中第4項を

第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）第 1 0 条第 2 号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。

4 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 0 条第 2 号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。

別表第 1 7 建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料の表中

「

住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合	一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸		1 戸につき 5, 0 0 0 円	1 戸につき 2, 5 0 0 円
		共同住宅等の全体	面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
			面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 4, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円
			面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	7 8, 0 0 0 円	3 9, 0 0 0 円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるものいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸	1 戸当たりの面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの	1 戸につき 3 1, 0 0 0 円	1 戸につき 1 5, 5 0 0 円
			1 戸当たりの面積が 2 0 0 平方メートル以上のもの	1 戸につき 3 4, 0 0 0 円	1 戸につき 1 7, 0 0 0 円
		共同住宅等の全体	面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの	6 1, 0 0 0 円	3 0, 5 0 0 円
			面積が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 2, 0 0 0 円	5 1, 0 0 0 円
			面積が 2, 0 0 0	1 7 4, 0 0 0	8 7, 0 0 0 円

		平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	円	
		面積が5,000 平方メートル以上 のもの	249,000 円	124,500 円

」を

「

住宅 部分	適合証、 設計住宅 性能評価 書又はこ れらに相 当するも のとして 市長が定 めるもの が添付さ れた場合	一戸建ての住宅		1戸につき5, 000円	1戸につき2, 500円
		共同 住宅 等	面積が300平方 メートル未満のもの	10,000円	5,000円
			面積が300平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの	20,000円	10,000円
			面積が2,000 平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	44,000円	22,000円
			面積が5,000 平方メートル以上 のもの	78,000円	39,000円
	適合証、 設計住宅 性能評価 書及びこ れらに相 当するも のとして 市長が定 めるもの のいずれ も添付さ れない場 合（誘導 性能基準 により評 価されて いるもの）	一戸 建ての住 宅	1戸当たりの面積 が200平方メー トル未満のもの	1戸につき3 1,000円	1戸につき1 5,500円
			1戸当たりの面積 が200平方メー トル以上のもの	1戸につき3 4,000円	1戸につき1 7,000円
		共同 住宅 等	面積が300平方 メートル未満のもの	61,000円	30,500円
			面積が300平方 メートル以上2, 000平方メー トル未満のもの	102,000 円	51,000円
			面積が2,000 平方メートル以上 5,000平方メ ートル未満のもの	174,000 円	87,000円
			面積が5,000 平方メートル以上 のもの	249,000 円	124,500 円
	適合証、	一戸	面積が200平方	16,000円	8,000円

設計住宅性能評価書及びこれらに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合（誘導仕様基準により評価されているもの）	建てる住宅	メートル未満のもの		
		面積が200平方メートル以上のもの	17,000円	8,500円
	共同住宅等	面積が300平方メートル未満のもの	29,000円	14,500円
		面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,000円	25,500円
		面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,000円	45,500円
		面積が5,000平方メートル以上のもの	138,000円	69,000円

」に

改め、同表備考中第10項を第12項とし、同表備考第9項中「第12条第2項第2号」を「第14条第2項第2号」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考中第8項を第10項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第4項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第3項の次に次の2項を加える。

4 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準をいう。

5 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準をいう。

別表第17建築物エネルギー消費性能基準に関する適合認定申請手数料の表備考第9項中「モデル住宅法」を「モデル住宅法」及び「フロア入力法」に、「第1条第1項第2号イ（2）（i）」を「第1条第1項第2号イ（2）」に改め、同表備考第10項を削り、同表備考第11項を同表備考第10項とし、同表備考第12項中「及び」を「又は」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考中第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

別表第18備考第3項及び別表第19備考第2項中「及び」を「又は」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、別表第9及び別表第11から別表第14までの改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第16及び別表第17の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第68号)附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る申請書の様式で行う当該申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定にかかわらず、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の認定(同法第55条第1項の変更の認定を含む。)の申請であって、この条例の施行の際現に存する建築物(施行日以後にする同法第53条第1項の認定の申請に係るものを除く。)に係る認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第2項の規定にかかわらず、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素の促進に関する法律第54条第1項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 第2項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第67号)附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る申請書の様式で行う当該申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 7 第2項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省・国土交通省令第１号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第３４条第１項の認定（同法第３６条第１項の変更の認定を含む。）の申請であって、この条例の施行の際現に存する建築物（施行日以後にする同法第３４条第１項の認定の申請に係るものを除く。）に係る認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- ８ 第２項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令附則第６項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第３６条第１項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について

八代市泉地域福祉センター条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市泉地域福祉センターで実施する居住部門事業において使用料として定額で徴収している光熱水費について、受益者負担の観点から見直しを行い、実費相当額による負担とするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市泉地域福祉センター条例の一部を改正する条例

八代市泉地域福祉センター条例（平成１７年八代市条例第１７６号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

居住 設備	基本使用料（１月 当たり）	１人部屋	１，５００円
		２人部屋	３，０００円
	収入区分別使用料 （利用者１人につ き１月ごとに基本 使用料に加算）	１，２００，０００円以下	０円

」を

「

居住 設備	収入区分別使用料 （利用者１人につ き１月当たり）	１，２００，０００円以下	０円
----------	---------------------------------	--------------	----

」に

改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 居住設備の利用者は、この表に定める使用料のほか、光熱水費の実費に相当する額を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正について

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市の地域包括支援センターの人員配置について、各圏域の地域性を考慮した人員配置を可能とするため、国の高齢者人口に係る人員配置の基準以外の人員配置を定めるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

八代市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年八代市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したものをいう」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。以下同じ」に改め、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、同表人員配置基準の欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 一の地域包括支援センターの担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満又はおおむね6,000人以上となる場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
おおむね6,000人以上9,000人未満	前項に規定する職員の員数及び次に掲げる者のうちから1人 （1）保健師 （2）社会福祉士その他これに準ずる者 （3）主任介護支援専門員 （4）看護師又は准看護師

	(5) 介護支援専門員 (6) 事務員
おおむね9,000人以上	前項に規定する職員の員数及び次に掲げる者のうちから2人 (1) 保健師 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 (3) 主任介護支援専門員 (4) 看護師又は准看護師 (5) 介護支援専門員 (6) 事務員

第4条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、一の地域包括支援センターの職員の業務内容、業務量等を勘案し市長が必要と認める場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、前3項に規定する職員の員数に市長が認める職員の員数を加えることができるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市立河俣保育園の民間への移管に伴い、条例の改正が必要である。

八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
八代市立保育園の設置及び管理に関する条例（平成１７年八代市条例第
１６７号）の一部を次のように改正する。

別表八代市立河俣保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等
に関する条例の一部改正について

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関
する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

本市において「保育料の無償化」を実施するに当たり、条例の改正が必要
である。

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年八代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（利用者負担額の特例）

- 4 この条例の規定にかかわらず、第3条に規定する利用者負担額は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた特定教育・保育に係る利用者負担額で同日以後に納付されていないものの徴収については、なお従前の例による。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等の義務化その他の基準に関する規定を整備するに当たり、所要の条例の改正が必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年八代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号
中「この号」を「この号及び第4項第1号」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るた
め、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安
全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含
めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関
する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安
全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」と
いう。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければな
らない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知する
とともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者
との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の
内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要
に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、
取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運転
するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳
幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の
所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳
幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並び
にこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しな
いものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落
としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行す
るときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし
を防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用

乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」を「ときは、その行う保育に支障がない場合に限り」に改め、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年八代市条例第32号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第5条第2項から第5項までを削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」を「この号及び第4項第1号」に、「教育・給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項第1号中「第24条第3項」を「第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等

（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- （1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- （2）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第23条を第26条とし、第15条から第22条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確認

実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の目次の改正規定、同条例第 6 条の改正規定、同条例第 4 9 条を同条例第 5 0 条とし、同条例第 4 8 条の次に 1 条を加える改正規定及び同条例第 1 3 条の改正規定並びに第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、第 3 条の規定による改正後の八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、子ども・子育て支援法及び学校教育法が一部改正されたことによる引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市子ども・子育て会議設置条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(八代市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第1条 八代市子ども・子育て会議設置条例（平成25年八代市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八代市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号ウ中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、

「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

八代市国民健康保険条例の一部改正について

八代市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者が出産した際に支給する出産育児一時金の額の引上げを行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険条例（平成１７年八代市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「４０万８千円」を「４８万８千円」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

八代市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八代市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八代市条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条」を「附則第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市宮地東サテライトオフィス条例の制定について

八代市宮地東サテライトオフィス条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 27 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

都市部からの事業所の移転等による企業誘致を促進し、市の産業の活性化に寄与するとともに、リモートワーク及び情報通信技術を活用した各種イベントを行う場所として、市民の利用に供する公の施設を設置するに当たり、条例を制定する必要がある。

八代市宮地東サテライトオフィス条例

(設置)

第1条 都市部からの事業所の移転等による企業誘致を促進し、市の産業の活性化に寄与するとともに、リモートワーク及び情報通信技術を活用した各種イベントを行う場所として市民の利用に供するため、八代市宮地東サテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 サテライトオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八代市宮地東サテライトオフィス

位置 八代市東町5468番地1

(施設)

第3条 サテライトオフィスの施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

(1) オフィス

(2) 調理室

(3) ホール

(4) 会議室

(5) 体育館

(休館日等)

第4条 施設ごとの休館日及び利用時間は、別表に定めるとおりとする。

ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(オフィス利用の要件)

第5条 オフィス利用（オフィスのみの利用をいう。以下この条及び次条において同じ。）をすることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認められる者とする。

(1) 当該オフィスを拠点として行われる事業により、雇用機会の増大が図られ、定住の促進及び本市の産業の活性化に寄与すると期待できること。

(2) オフィス利用に当たり、十分な体制や技術を有する等、事業の継続性が見込めること。

(オフィス利用の期間)

第6条 オフィス利用の期間は、1年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(利用の許可)

第7条 施設の利用（ホールの利用にあつては、イベント等を開催する場合の利用に限る。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様と

する。

2 市長は、施設の管理上又は公益上必要があると認めるときは、施設の利用を許可する際条件を付することができる。

（利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しない。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

（2）施設を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

（3）集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（4）サテライトオフィスの管理上支障があると認めるとき。

（5）災害時の被災者支援活動その他これに類する活動等のために市によって利用する必要があると認めるとき。

（6）その他市長が利用を不適當と認めるとき。

（利用する権利の譲渡等の禁止）

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可された目的以外の目的に使用してはならない。

（特別の設備の制限）

第10条 利用者は、施設を利用するに当たって、備付けの設備以外の特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用の許可の取消し等）

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、利用の許可を取り消し、若しくは停止し、又はその利用条件を変更することができる。

（1）偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

（2）第8条に規定する事由が生じたとき。

（3）利用の許可の条件に違反したとき。

（4）この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

（5）緊急やむを得ない事情により、市がこれを利用する必要があるとき。

（使用料）

第12条 施設ごとの利用に係る使用料は、別表に定める額とする。

（使用料の減免）

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 14 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災その他利用者の責めに帰することができない事由により利用できなくなったとき。

(2) 市の都合により利用の許可を取り消したとき。

(利用者の責務等)

第 15 条 利用者は、利用期間中その利用に係る施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに（その利用がオフィス利用の場合にあっては、市長が指示する日までに）当該施設を原状に復さなければならない。

3 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第 16 条 利用者がその管理責任の範囲において施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第 17 条 利用者は、職員が職務執行のため入場し、又は施設の利用について指示するときは、これを拒むことができない。

(市の免責)

第 18 条 利用者の責めに基づく事由により、又はこの条例の規定に基づく処分によって利用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による利用の許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(八代市暴力団排除条例の一部改正)

3 八代市暴力団排除条例（平成 23 年八代市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(76)八代市宮地東サテライトオフィス条例(令和 5 年八代市条例第 号)

別表（第 4 条、第 12 条関係）

施設区分	休館日	利用時間	使用料
------	-----	------	-----

オフィス	A		午前 0 時から午後 1 2 時まで	月額 4 0 , 0 0 0 円
	B			
	C			
調理室	(1) 日曜日及び土曜日。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 (3) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）	午前 9 時から午後 1 0 時まで		(1) 午前 9 時から午前 1 2 時までの利用につき 4 0 0 円 (2) 午後 1 時から午後 5 時までの利用につき 5 0 0 円 (3) 午後 6 時から午後 1 0 時までの利用につき 5 0 0 円
ホール				無料
会議室				(1) 午前 9 時から午前 1 2 時までの利用につき 3 0 0 円 (2) 午後 1 時から午後 5 時までの利用につき 4 0 0 円 (3) 午後 6 時から午後 1 0 時までの利用につき 4 0 0 円
体育館				1 時間当たり 3 0 0 円

備考

- 1 オフィスの利用期間が 1 月に満たないとき又はオフィスの利用期間に 1 月未満の端数があるときは、その利用期間又は端数期間については、日割計算とする。
- 2 調理室又は会議室の利用において、午前 1 2 時から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までについては、その前後の時間帯を連続して利用する場合に限り、その利用の許可をするものとする。この場合において、当該午前 1 2 時から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までの利用については、使用料を徴収しないものとする。

八代市体育施設条例の一部改正について

八代市体育施設条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市民プールの利用時間を変更するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市体育施設条例の一部を改正する条例

八代市体育施設条例（平成１７年八代市条例第９１号）の一部を次のように改正する。

別表第２八代市民プールの項中「１９：００」を「１７：００」に改める。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

八代市農事研修センター条例の一部改正について

八代市農事研修センター条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出
八代市長 中 村 博 生

（提案理由）

八代市農事研修センターの移転に伴い、条例の改正が必要である。

八代市農事研修センター条例の一部を改正する条例

八代市農事研修センター条例（平成21年八代市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鏡町内田1339番地1」を「千丁町新牟田1502番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

